

身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月 1 日四国旅客鉄道株式会社公告第 4 号）

（適用範囲）

- 第 1 条 この規則は、身体障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」という。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車船する場合に適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則により割引の取扱いをする乗車券類を発売しない連絡会社線は、旅客連絡運輸規則（昭和62年 4 月四国旅客鉄道株式会社公告第14号）別表に定める。

（身体障害者）

- 第 2 条 この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。

（注 1）身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。

「身体障害者手帳の様式等について」（平成 31 年 3 月 29 日障発 0329 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示された様式

（1）紙様式（例）

The diagram illustrates the layout of the 'Body Disability Passenger Handbook' (身体障害者手帳) form, divided into two pages: (第一面) and (第二面).

(第一面) Front Side:

- Overall dimensions: 7.5cm width and 11.4cm height.
- Text: 身体障害者手帳 (Body Disability Passenger Handbook).
- Text: 都道府県(市)名 (Prefecture/City Name).

(第二面) Back Side:

- Overall dimensions: 3cm width and 11.4cm height.
- Text: 都道府県(市)第号 (Prefecture/City Number).
- Text: 氏名 (Name).
- Text: 住所 (Address).
- Text: 年 月 日交付 (Issued on Year, Month, Day).
- Text: 年 月 日生 (Born on Year, Month, Day).
- Text: 旅客鉄道株式会社旅客運賃割引 (Passenger Railway Company Passenger Fare Discount).
- Text: 第一種身体障害者 (First Class Body Disability Passenger).
- Text: 印 (Seal).

(第三面)

注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください				現 住 所	本人の欄
				転入年月日	
				福祉事務所の長 又は町村長の印	

(第四面)

				氏 名	保 護 者 の 欄
				続 柄	
				現 住 所	
				月 日	
				な っ た 年	保 護 者 と
				の 印 村 長	は 所 の 社 事 務 長

(第五面)

障害名	身体障害者等級表による級別
級	

(第六面)

備考

(2) カード様式

(表)

身体障害者手帳

都道府県(市) 第 号

交付日 年 月 日

氏名 生年月日 年 月 日

住所 保護者氏名 続柄 住所

障害名

障害程度等級

旅客鉄道株式会社

旅客運賃減額 第一種・第二種身体障害者

写真

22mm

12mm

53.58mm

85.60mm

2mm

(裏)

備考

注) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。

(注2)「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第8条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第11条に定める乗降の際及び乗車船中の呈示に限り、注1に掲げる様式による身体障害者手帳に代わるものとする事ができる。

2 身体障害者の割引種別は別表のとおりとし、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

(介護者)

第3条 この規則において「介護者」とは、第1種身体障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者に随伴する旅客(身体障害者1人に対して1人に限る。)であって、係員が介護能力があると認める者をいう。

2 前項の介護者が使用する乗車券類は、身体障害者が使用する乗車券類と種類・乗車船区間及び有効期間が同一のものであって、かつ、身体障害者が使用する乗車券類と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券類の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車船する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種身体障害者又は12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。
- (4) 普通急行券 第1種身体障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社線の普通急行列車に乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する乗車券類と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であつても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であつても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 身体障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。
- (2) 普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とする。

第6条 削除

(割引率)

第7条 身体障害者及び介護者に対して発売する乗車券類の割引率は、5割とする。ただし、小児の定期旅客運賃に対しては、割引をしない。

(割引乗車券類の購入申込み)

第8条 身体障害者が割引乗車券類を購入する場合は、有効な身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもつて必要な割引乗車券類の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類は、身体障害者と、その介護者とが、同一の列車、汽船又は自動車により乗車船する場合に限つて有効とする。

(旅客運賃・料金の払いもどし)

第 10 条 第 3 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(身体障害者手帳の携帯)

第 11 条 身体障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、有効な身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第 12 条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

別 表

身体障害者の範囲及び種別の区分

障害種別		等級及び割引種別	第 1 種身体障害者 (本人及び介護者)	第 2 種身体障害者 (本人)
視覚障害			1 級から 3 級及び 4 級の 1	4 級の 2、4 級の 3、5 級及び 6 級
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		2 級及び 3 級	4 級及び 6 級
	平衡機能障害		——	3 級及び 5 級
音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害			——	3 級及び 4 級
肢 体 不 自 由	上肢		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	2 級の 3、2 級の 4 及び 3 級から 6 級
	下肢		1 級、2 級及び 3 級の 1	3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級から 6 級
	体幹		1 級から 3 級	5 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級	3 級から 6 級
		移動機能	1 級から 3 級	4 級から 6 級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害		1 級、3 級及び 4 級	——
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級	4 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害		1 級から 4 級	——

(注 1) 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号（平成 30 年 7 月 1 日現在）によるものである。

(注 2) 上記左欄に掲げる障害を 2 つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第 1 種身体障害者欄に準ずる者も第 1 種身体障害者とする。